

武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書

平成21年3月

武蔵村山市市民協働まちづくり研究会

目次

| | | |
|-----------------------------|---|----|
| はじめに | … | 1 |
| 1 研究会の目的 | … | 2 |
| 2 研究会の流れ | … | 2 |
| 3 用語の定義 | … | 3 |
| (1) 協働する主体の定義 | … | 3 |
| (2) 「協働」の定義 | … | 4 |
| 4 研究の結果 ～ 武蔵村山がめざす「協働」のカタチ～ | … | 5 |
| (1) 「協働」がめざすもの | … | 5 |
| (2) つぶやきから始まる「協働」 | … | 5 |
| (3) 「協働」の理念を正しく理解する | … | 6 |
| (4) 協働推進のための環境整備について | … | 8 |
| 市民と行政の意識改革をする | | |
| 多様な市民活動について理解する | | |
| 市民活動団体の足腰を強化する | | |
| 市民が集える活動拠点を整備する | … | 9 |
| 地域基金（仮称）を創設する | | |
| (5) 協働を推進するための施策について | … | 10 |
| 協働の窓口を強化する | | |
| 中間支援組織の結成を支援する | | |
| 協働事業提案制度（仮称）を創設する | | |
| むすびに ～ 「協働」はまちづくりのために～ | … | 11 |
| 資料編 | | |
| ・ 武蔵村山市市民協働まちづくり研究会設置要綱 | … | 15 |
| ・ 武蔵村山市市民協働まちづくり研究会委員名簿 | … | 16 |
| ・ 武蔵村山市市民協働まちづくり研究会の会議経過 | … | 17 |



はじめに

武蔵村山市では、『武蔵村山市第3次長期総合計画（平成13年度～22年度）』に基づく基本構想の理念の一つとして「自立する市民主体のまちづくり」を掲げています。その実現に向け、協働を推進するための基本的な考え方として『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』が平成18年1月に策定されました。武蔵村山市における「市民協働」の方向性を示したその指針では、「協働に関する理解の促進」、「協働事業の推進」、「協働事業の評価と見直し」、「協働事業を進めるための環境づくり」、「情報公開と共有化」の5つの柱を定めて、今後、その柱に従い具体的な施策の展開を図ることとしています。

その取組の一つとして、平成19年3月に、『武蔵村山市市民協働推進マニュアル - パートナーシップのまちづくりをめざして - 』が策定され、実際に協働事業を進めるための手引となるよう理解促進に向けた環境づくりが行われてきました。その後、市民の意識啓発事業や市職員の協働に関する研修などが実施され、今日に至っています。

「自立する市民主体のまちづくり」を実現するためには、市民と行政がともに協働に対する理解を深めることが不可欠です。市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合うことにより、武蔵村山市という地域の特性を生かした、市民主体の地域社会につながると考えられます。

今回、「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」では、市民参画により、およそ1年間にわたり協働のしくみづくりについて一から研究を続けてきました。わずか7回の会議では、次年度以降に検討すべき課題をすべて挙げることはできなかったと思います。しかしながら、ワークショップのような雰囲気の中で委員それぞれが抱えている地域の課題や協働に向けての考えなどを出し合うことで、「協働」に対する委員相互のイメージづくりや課題の抽出について一定の共通認識が形成され、研究会として取り組んできた意義は十分にあったのではないかと思います。

ここに、1年間の研究成果を報告書としてまとめることにより武蔵村山市の「自立する市民主体のまちづくり」実現に向けた揺るぎない第一歩となると同時に、次年度以降に具体的に検討を進める課題を明確に提示することができたのではないかと考えています。

一つ留意しなければならないことは、「協働」はそれ自体が「目的」ではなく、あくまでも「自立する市民主体のまちづくり」のための「手段」であるということです。このことをあらためて銘記して、武蔵村山市の「協働」が「協働ごっこ」で終わらないために市民と行政が互いに手を取り合ってまちづくりを進めていくことを期待します。

平成21年（2009）3月

武蔵村山市市民協働まちづくり研究会

1 研究会の目的

「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」(以下「研究会」)は、『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針(平成18年1月策定)』(以下「指針」)にのっとり、武蔵村山市における市民協働のまちづくり実現に向けた環境の整備及び市民活動と行政との協働に関し必要な事項を研究するために、平成20年度に市が設置しました。

所掌事務は、「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会設置要綱」(資料参照)(以下「要綱」)第2条において、以下に掲げる事項について研究し、その成果を市長に報告することと定めています。

- (1) 協働によるまちづくりの環境整備に関する事項
- (2) 協働を推進するための施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、指針の実現に関し必要な事項

研究会では、「自立する市民主体のまちづくり」の実現に向けて上記の所掌事務を研究するにあたり、指針や『武蔵村山市市民協働推進マニュアル-パートナーシップのまちづくりをめざして-(平成19年3月策定)』(以下「マニュアル」)に基づき「協働」について一から研究し、委員同士の意見交換を通じて共通認識、合意形成を図っていく会議形態を進めていきたいとの考えから「検討委員会」ではなく「研究会」という名称を用いました。

2 研究会の流れ

平成20年7月に開催した第1回目の会議では、会長と副会長の選任や自己紹介など委員同士の顔合わせを中心に行い、今後の会議の進め方などについて確認を行いました。第2回目と第3回目の会議では、委員同士で協働のイメージづくりに向けて、委員それぞれが抱えている地域の課題や協働について考えていることなどを自由な角度から意見交換を行いました。その中で、委員が考える協働事業のビジネスプランについてのプレゼンテーションを行うなど、委員同士の発想を促進することにより「まちづくり」のアイデアや可能性について共通認識を図りました。第4回目の会議では、それまでの意見交換を踏まえて個々の委員が考える協働推進のための施策や課題について意見交換を行い、共通認識を図るためのキーワードの抽出を行いました。第5回目の会議では、研究結果の集約を視野に入れ、報告書に盛り込むべき施策や課題等について発表し、合意形成に努めました。時間的な制約により詳細の合意形成にまでは達しなかったものの、施策の方向や課題とすべき事項等については一定の共通認識が得られたことから、報告書案の作成を進めることとしました。3月に入り、第6回目の会議では報告書案について具体的に検討を行い、次年度以降に引き継ぐべき課題について整理を行いました。

第7回目(最終)の会議では、これまでの研究成果である報告書案を決定し、市長に報告することとしました。

3 用語の定義

研究会の会議では、「協働」を進めるにあたり用語の定義について共通認識を図ることが重要であるとして、報告書の中であらためて確認することとしました。

(1) 協働する主体の定義

指針で定義された「市民活動団体」は、以下のとおりです。

指針では・・・

【市民活動団体とは】

本指針では、次の条件をすべて満たす活動をしている団体を「市民活動団体」と定義します。

ただし、宗教活動、政治活動を主たる目的として活動をしている団体を除きます。

ア 営利を目的としないで活動をしている団体

イ 不特定かつ多数の利益の増進に寄与する公益的な課題の解決を目指して活動をしている団体

ウ 自立的、継続的に活動をしている団体

エ 市民が自発的に参加して活動をしている団体

具体的には、特定非営利活動法人（NPO法人）及びボランティア団体等の法人格のない任意団体が該当するものと考えられます。

それに対し研究会では、行政との協働を考える際、指針で定義された狭義の「団体」のみを指すのではなく、地域に根ざした企業や大学も含めて協働のパートナーとして考えていく必要もあるのではないかと指摘もありました。

そこで、この報告書では広い意味で「市民」という表現を使用し、その中には指針で定義した市民活動団体をはじめ、地域にかかわるすべての団体や企業も含めて包括的に考えていく含みを持たせました。

研究会では・・・

研究会では、報告書のまとめにあたり、指針で定義される市民活動団体は、第一義的にはNPO法人、ボランティア団体、自治会及びその他の非営利活動を行う市民団体がその中核をなすとしつつも、地域に根ざした企業や大学も協働のパートナーとして大きな役割を果たしうるものと考えます。

そこで、それら多様な協働の主体を総称するものとして「市民」という用語を用いることとします。

<参考>平成16年版『国民生活白書』より

「NPOと地縁型団体は組織の性質が異なり、現時点では両者の関係はそれほど良好とはいえないが、NPOからみて地縁型団体との連携・協働が重視されている分野もある。従来から地域に根ざした活動を行っている地縁型団体と専門性を持つNPOが「地域安全」や「まちづくり」を始めとして問題意識を共有できる分野において連携・協働を進めることは、地域課題の解決にとって有意義と思われる。」

< 研究会で検討した協働の主体の種類 >

| 公益団体 | | 共益団体 |
|----------------------|--|------------------------------|
| NPO法人 (特定非営利活動法人) | ボランティア団体 自治会(地縁型団体) その他の市民団体 | 労働団体 経済団体 中間法人 協同組合 など |
| | 社団法人 財団法人 社会福祉法人 学校法人 宗教法人 医療法人 社会的活動(CSR活動)をする企業等 | |

(2)「協働」の定義

指針で定義された「協働」は以下のとおりです。

指針では・・・

【協働とは】

本指針では次のとおり「協働」を定義します。

「市民活動団体と市との協働とは、対等な立場で、相互の立場や特性を認め、共通する公共的な課題の解決に向け、協力して活動する関係をいいます。」

指針では、市の協働のパートナーとして先の定義に基づく「市民活動団体」を前提としていましたが、研究会では、地域に根ざした企業や大学なども含めた協働の主体としての「市民」という視点が必要であるとの共通認識により、基本的に「市民と行政との協働」という表現を使用します。

すなわち、

研究会では・・・

「市民と行政が、**共通の目的**を実現するために、**対等の立場**に立って、お互いの**信頼と合意**のもとに、**役割と責任**を分かち合い、**相互の特性や能力**を**発揮**し合いながら、**連携・協力**し、まちづくりに取り組んでいくこと」

これを「協働」と定義します。

したがって、「協働」はそれ自体が「目的」ではなく、あくまでも「自立する市民主体のまちづくり」のための「手段」であるということをあらためて認識しておく必要があります。

「支援」は「協働」を進めるためのもの

活動場所の提供や財源の補助などは、協働の主体である「市民」の活動を支援し、「協働」を進めるための環境整備の一つの方法であって、それ自体が「協働」ではないということをしっかりと認識しておく必要があります。

4 研究の結果 ～ 武蔵村山がめざす「協働」のカタチ～

(1) 「協働」がめざすもの

市民の価値観や生活実態が多様化する今日、市民のニーズを満たす公益サービスにも多様な選択肢が必要です。しかし、こうした選択肢を行政だけで提供していくことは限界がありますし、いわゆる公益サービスは行政の独占領域でもありません。武蔵村山市においても、以前から環境、福祉、教育など多くの分野で市民の自主的な活動が展開されてきました。特に近年では、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していこうという機運が高まりつつあります。

これら地域に根ざした団体の主体的活動が活性化することは、すなわち市民の社会参加の機会が広がることにつながるものであり、元気と活力ある地域社会を再生する意味でも大切なことと言えます。また、市民と行政との協働は、「市民＝サービスの受け手」「行政（自治体）＝サービスの担い手」という従来のある関係を、参画と協働による新たな住民自治の仕組みに大きく発展させる可能性を秘めています。21世紀にふさわしい住民自治の仕組みづくりを進める観点からも、市民と行政との協働を積極的に推進していくことが重要です。

(2) つぶやきから始まる「協働」

「協働」は何のためにやるのか、なぜ「協働」が必要なのか。この極めてシンプルで基本的な問いに対して、明確な答えをしっかりと認識しておくことが何よりも大切であると考えます。

私たちの武蔵村山市には、福祉、環境、生涯学習、国際交流、防災など、様々な分野で市民活動をしている方々がいます。他方、まだ具体的な活動として一步を踏み出していないだけでも、「こんなことができたらもっとまちが住み良くなるのに」、「こんなものがあってもっと明るく元気なまちになるのに」といったささやかな思い、アイデアを持ちながら住んでいる市民の方はたくさんいるのではないのでしょうか。

そのような一人ひとりのつぶやき、思いを声にして語り合い、知恵を出し合い、力を合わせることであれば、ささやかな思いから生まれたことが地域活動へと広がり、その取組により多くの市民が参加し、市民と行政の連携が深まることによって、魅力あるまちづくりが実現していくであろうことは想像に難くないと思います。

つまり、私たちが今住んでいる地域、これからも住み続けていく武蔵村山市を「住んでよかった、ずっと住み続けていたいと心から感じることのできる安心で魅力あるまち」にしたいということが、市民共通の願い、すなわち目的なのではないのでしょうか。

その共通の目的のために、市民同士が、そして市民と行政がともに語り合い、知恵を出し合い、力を合わせて地域の課題を解決するために取り組むこと、それが「協働」といえます。

(3)「協働」の理念を正しく理解する

一般論として、これまでの行政の対応においては「相手がNPOであれば協働」というような誤解や、行政が「協働を主導・管理」するような傾向があったことは否定できません。これでは、NPOが「行政の下請化」してしまったり、NPO等の持つ特性が発揮されずに終わってしまったりということになりかねません。そこで、協働を確実に進めるためには、市民と行政がお互いに、協働の「基本理念」を正しく理解することが重要です。

まず、協働を進めるための前提となる「協働の原則」について、マニュアルで定めた事項に基づき、あらためて確認します。

【「協働」の原則】

ア 対等の原則

対等な関係が前提であり、お互いに意思決定にかかわり責任も共有します。

イ 相互理解の原則

同じテーブルにつき、普段から話し合いをしてお互いの信頼関係の醸成に努めます。

ウ 目的共有の原則

何のために、いつまでに、どのような成果を挙げるのかという「目標」を明確にできたときに「協働」が成立します。

エ 自主性・自立性の原則

行政は市民活動の自主性を尊重し、市民は自立した存在として自己責任を持ちます。

オ 情報公開の原則

協働の目的、活動状況などあらゆる内容を情報公開して透明性を確保します。

次に、マニュアルで定めた「協働の形態」について確認します。

なお、協働形態については、事業の目的を実現するために最も適した、効率的で効果的な形態を選択することが重要であり、どの形態であっても、事業の目的や役割分担を明確に認識しておく必要があります。

【協働の形態】

ア 補助

市民活動団体等が行う事業や活動に対し、行政が補助金等という形で資金的な支援を行い、不特定多数の利益の増進に寄与する活動の推進が図られることを目的とする形態です。

イ 共催

市民活動団体等と行政がそれぞれ主催者となって一つの事業を行う形態で、企画段階からの「協働」が可能であり、多くの話し合いを通じて相互理解が深まり、信頼関係を築くことができます。

ウ 委員会・協議会

市民活動団体等と行政で構成された実行委員会や協議会が主催者となって事業を行う形態です。共催と同様、企画段階からの「協働」が可能であり、多くの話し合いを通じて相互理解が深まり、信頼関係を築くことができます。

エ 事業協力

共催や委員会・協議会以外の形態で、市民活動団体等と行政との間でそれぞれの特性を活かす役割分担を協定書等で取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業を行う形態です。

オ 委託

行政が市民活動団体等に対して、「協働」になじむ業務を委託する形態です。

入札への参加など契約上の取扱いは原則として企業等と同様であり、契約書、仕様書等に定められた責務を履行する義務を負うこととなります。

カ 後援

金銭または物品による支援以外で公益を実現する形態です。

市民活動団体等の活動に対する社会的信用性を高め、当該活動に対する市民の理解度が深まる効果があります。

キ 情報交換

市民活動団体等と行政の双方が持っている情報を積極的に提供し合い、相互に活用する形態（手法）です。行政は地域の課題やニーズを知ることができ、市民等は行政の情報を得ることにより、活動の幅や可能性が広がります。また、情報を共有化することでそれぞれのネットワークを活用することができます。

ク 政策提案

市民活動団体等が有する専門的な知識、技術、地域に密着したきめ細かな活動経験の蓄積を背景に、行政に対し独自の企画や代案を提案する形態（手法）です。

以上を踏まえ、研究会で共通認識を図った協働の理念は次の言葉に集約することができます。

武蔵村山市がめざす「協働」の理念

私たちの武蔵村山市を「住んでよかった、ずっと住み続けていたいと心から感じることのできる安心で魅力あるまちにする」という共通の目的のため、市民同士が、また市民と行政が対等な立場で、相互の立場や特性を認め、共通する公益的な課題の解決に向け協力して活動し、「自立する市民主体のまちづくり」を実現する。

(4) 協働推進のための環境整備について

ここからは、研究会の目的などを定めた、研究会設置要綱第2条の二つの項目に沿って、研究会で出された意見等を整理します。

一つ目は、協働推進のための環境整備として、気運醸成と土壌づくりに関する課題についてです。

市民と行政の意識改革をする

「自立する市民主体のまちづくり」のためには、市民一人ひとりが、すべて行政に任せておけばよいという従来の意識を変えなければなりません。また、行政側も、市民との協働を前向きにとらえるような気持ちの持ちようや職員のボランティア活動への参加促進など積極的な取組が必要です。

すなわち、協働を進めるためには、市民の意識改革とともに、行政側の意識改革が不可欠です。協働を進める担当課と他部課との横の連携はもちろんのこと、市民活動への財政的支援や活動拠点の整備、情報の公開など、市民活動全体を包括的に支援する仕組みなどについて行政全体で取り組む必要があります。

多様な市民活動について理解する

市民活動団体について、指針では「ア 営利を目的としないで活動をしている団体、イ 不特定かつ多数の利益の増進に寄与する公益的な課題の解決を目指して活動をしている団体、ウ 自立的、継続的に活動をしている団体、エ 市民が自発的に参加して活動をしている団体とし、具体的には、特定非営利活動法人（NPO法人）及びボランティア団体等の法人格のない任意団体が該当するものと考えられる」と定義しています。

研究会では、その中に、いわゆるNPO法人、ボランティア団体とともに自治会（地縁型活動団体）が含まれることを確認しました。自治会は、地域に住む住民を母体とした地縁のかつ互助的な団体であり、公平性や安定性、継続性といった面からもまちづくりに欠かすことのできない基礎的な団体に位置付けられます。

これらの多様な市民活動が単体でバラバラに行われるのではなく、互いに連携・協力し合うことで、新しい相乗効果、創造性が生れてくることが期待されます。

市民活動団体の足腰を強化する

武蔵村山市には、平成21年2月現在でNPO法人が16団体あり、ボランティアセンターに登録されているボランティア団体等の市民活動団体は99団体、市内の自治会は56団体あります。これらの団体は、それぞれの目的や方針に従って日々活動をしています。

しかし、団体によっては財政基盤の問題や企画立案を担う人材不足などの課題を

抱えており、活動内容が市民に知られていないことも人材が集まらない遠因にもなっていると思われます。

そこで、団体の情報を積極的に広報・公開するとともに、他の団体と連携することで組織力を強化し、新たな市民の参加を促進して人材育成を進め、さらに事業の実施や企画立案などの面でスキルアップを図りながら自立性を高めていくことが必要です。

そのためには、武蔵村山市にも市民活動団体が抱える様々な課題について側面から支援する「中間支援組織」が市民主体で作られることも一つの有力な選択肢として考えられます。

市民が集える活動拠点を整備する

現在、市民が様々な活動を行う拠点としてボランティアセンターや緑が丘ふれあいセンターなどがありますが、より多くの市民が協働に参加するきっかけづくりの場としても、市民活動団体の自主管理、自主運営による新たな活動拠点（中間支援組織が活動する場など）の整備が必要と考えます。

地域基金(仮称)を創設する

協働事業の活動費の一部に充てるため、市民や市内の企業からの寄附等を原資とした「地域基金(仮称)」を創設するなどして、行政からの財政支援だけでなく、市民が資金面から協働を支えあう仕組みを作ることが望まれます。



(5) 協働を推進するための施策について

次に、協働を推進するための施策について、具体的に検討すべき課題について整理します。ただし、「協働」そのものが目的ではなく、「協働」で事業を行ったほうが良い効果が期待できるかどうかを市民と行政でしっかりと検証し、共通認識を深めることが必要です。決して「協働ありき」であってはなりません。

協働の窓口を強化する

協働のまちづくりを進めるためには、行政側も協働に関する相談や内部調整などを一元的に行える窓口を整備し、その機能を強化する必要があります。

また、既存のボランティアセンターや緑が丘ふれあいセンターといった拠点で自発的な市民活動を行いやすくするための工夫や整備を進めていく必要があります。

中間支援組織の結成を支援する

先に述べたように、市民活動団体の足腰を強化するためには、市民活動団体を支援する組織、いわゆる中間支援組織の存在が大きな意味を持つと考えられます。それは、市民と行政の間を取り持つという意味だけでなく、市民一人ひとりの声をまちづくりに生かしていくためのコーディネートや市民活動団体間の情報・経験の共有など、様々な「つなぎ役」を果たすことが期待されます。

中間支援組織は、行政主体ではなく、市民主体で作られることが望ましく、そうした市民主体の動きが出てきたあかつきには、その組織化と強化に向けて行政が側面から包括的な支援を行っていくことを期待します。

協働事業提案制度(仮称)を創設する

「協働」の手法によって、「自立する市民主体のまちづくり」を実現するためには、市民が、主体的にまちづくりにかかわれるような仕組みづくりが必要です。市民一人ひとりの「あったらいいな」をカタチにできる仕組みがあれば、「住んでよかった、ずっと住み続けていたいと心から感じることのできる安心で魅力あるまち」に近づくと考えられます。

そこで、誰でも協働事業の企画を提案できる「協働事業提案制度(仮称)」を創設する必要があります。

今次の研究会では、研究会の目的や時間的制約から具体的な制度設計まで議論することができませんでした。今後、制度設計を行うにあたっては、以下の諸点を中心に、具体的に検討していく必要があると考えます。

- ・提案のあり方について
- ・募集方法について
- ・審査のあり方について
- ・評価の仕組みについて

むすびに ～「協働」はまちづくりのために～

「協働」。この言葉を見聞きしたとき、市民の皆さんはそれぞれいろいろなことをイメージすると思います。「協同」じゃないの？「共同」とは何が違うの？など。

確かに、二人以上の人、一緒に、力を合わせて何か物事を進めるという点では同じ「きょうどう」です。しかし「協働」とは、「地域の課題解決のために」「行政と対等な立場で」「役割分担と責任を分かち合いながら」進めるという点において、「協同」や「共同」とは異なるパートナーシップやコミットメントが必要となってきます。すなわち、そこに人任せではなく、「まちづくり」のためにともに汗をかくことが基本となりますが、その先には心地のよい、大きな達成感が待っていることでしょう。

そのような理解のもと、研究会ではおよそ1年間の研究成果を「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書」にまとめました。協働についてのイメージが委員同士で異なる状態からスタートし、会議の回数も少ないにもかかわらず、委員それぞれに武蔵村山市のまちづくりについて真剣に考え、意見交換をしながら何とかひとつの形にすることができました。

しかし、報告書を作成することで協働が動き出すわけではなく、その第一歩として、武蔵村山市が将来にわたって「協働」によるまちづくりを進めていくための方向性や検討課題について抽出し、整理しました。しかし、限られた時間の中での研究会であったため、議論を煮詰め、整理しきれなかった課題も多々あることも十分認識しています。たとえば、人材育成や情報共有化のためのシステムづくりや、市民のニーズを引き出すための仕掛けづくり、また、社会資源を有効活用するためのガイドラインの作成など、これらについても、次年度以降に具体的な検討を進める過程においてあらためて取り上げる必要がある重要なテーマだと思っています。

「協働」は「目的」ではなくあくまでもまちづくりのための「手段」ですが、この報告書は、武蔵村山市が「協働」という手法を使って「自立する市民主体のまちづくり」に向けたひとつの「産声」だと思っています。本報告書を叩き台とし、より多くの市民の方々の英知を反映して、着実に、市民と行政との「協働の芽」を育てていくことができればと思います。



資料編

- ・ 武蔵村山市市民協働まちづくり研究会設置要綱
- ・ 武蔵村山市市民協働まちづくり研究会委員名簿
- ・ 武蔵村山市市民協働まちづくり研究会の会議経過

武蔵村山市市民協働まちづくり研究会設置要綱

平成20年5月12日
訓令(乙)第87号

(設置)

第1条 武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針(以下「指針」という。)にのっとり、武蔵村山市における市民協働のまちづくり実現に向けた環境の整備及び市民活動と行政との協働の推進に関し必要な事項を研究するため、武蔵村山市市民協働まちづくり研究会(以下「研究会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究し、その成果を市長に報告する。

協働によるまちづくりの環境整備に関する事項

協働を推進するための施策に関する事項

前2号に掲げる事項のほか、指針の実現に関し必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

学識経験者

市民活動団体等関係者

公募による市民

(会長等)

第4条 研究会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会の会議は、会長が招集する。

2 研究会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

武蔵村山市市民協働まちづくり研究会委員名簿

(敬称略)

| | | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|----|-----|--------|------------|-------------------------|
| 1 | 会長 | 渡辺 龍也 | 学識経験者 | 東京経済大学現代法学部教授 |
| 2 | 副会長 | 須田木 綿子 | 学識関係者 | 東洋大学社会学部教授 |
| 3 | 副会長 | 杉澤 幹生 | 学識関係者 | すぎなみ NPO 支援センター長 |
| 4 | 委員 | 安島 敏市 | 市民活動団体等関係者 | 村山団地連合自治会 |
| 5 | 委員 | 飯塚 十日子 | 市民活動団体等関係者 | NPO 法人つむぎの会 |
| 6 | 委員 | 伊藤 輝男 | 市民活動団体等関係者 | NPO 法人えのき |
| 7 | 委員 | 木村 祐子 | 市民活動団体等関係者 | NPO 法人むさしむらやま子ども劇場 |
| 8 | 委員 | 鴻田 臣代 | 市民活動団体等関係者 | NPO 法人武蔵村山みんなのひろば |
| 9 | 委員 | 小西 喜芳 | 公募 | |
| 10 | 委員 | 佐々木 久子 | 市民活動団体等関係者 | NPO 法人武蔵村山ひまわり |
| 11 | 委員 | 塩田 和行 | 市民活動団体等関係者 | NPO 法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会 |
| 12 | 委員 | 瀬川 洋子 | 公募 | |
| 13 | 委員 | 中島 秀雄 | 市民活動団体等関係者 | 武蔵村山自治会連合会 |
| 14 | 委員 | 藤崎由美子 | 市民活動団体等関係者 | NPO 法人シニアメイトサービス |
| 15 | 委員 | 藤本 信子 | 公募 | |

武蔵村山市市民協働まちづくり研究会の会議経過

| 回 | 開催日 | 検討内容 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成20年7月30日 | 1 会長及び副会長の互選について 2 会議の取扱いについて 3 今後の会議の進め方等について 4 その他 |
| 第2回 | 平成20年11月28日 | 1 市民協働のまちづくりについて 2 その他 |
| 第3回 | 平成20年12月18日 | 1 市民協働のまちづくりについて 2 その他 |
| 第4回 | 平成21年1月29日 | 1 市民協働のまちづくりについて 2 その他 |
| 第5回 | 平成21年2月24日 | 1 市民協働のまちづくりについて 2 その他 |
| 第6回 | 平成21年3月10日 | 1 研究会報告書(案)について 2 その他 |
| 第7回 | 平成21年3月19日 | 1 研究会報告書(案)の決定について 2 その他 |

武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書

平成21年3月

武蔵村山市市民協働まちづくり研究会

武蔵村山市市民生活部地域振興課市民協働グループ